

令和 7 年度 第 2 回 四街道市地域包括支援センター運営等協議会

令和 7 年 1 月 6 日 (木) 19:00 ~
四街道市保健センター 3 階 大会議室

会議次第

1. 開会

- ① 福祉サービス部長あいさつ

2. 議事

- ① 地域包括支援センター令和 7 年度事業進捗報告（報告） 資料 1

- ② 令和 8 年度の運営方針（案） 資料 2

- ③ 指定介護予防支援の一部を委託する事業所（報告） 資料 3

- ④ 四街道市地域包括支援センターの名称変更（案） 資料 4

- ⑤ その他

3. 閉会

令和7年度 第2回
四街道市地域包括支援センター運営等協議会資料

令和7年度事業進捗報告
(4月～9月)

令和7年11月
四街道市 福祉サービス部 高齢者支援課

【目次】

1 各包括支援センターの現状と課題 基幹型業務	1ページ
2 総合相談支援業務	3ページ
3 権利擁護業務	5ページ
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	...	6ページ
5 地域ケア会議推進業務	7ページ
6 第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援業務	...	7ページ
7 認知症総合支援事業	8ページ
8 生活支援体制整備事業	9ページ

1. 各包括支援センターの現状と課題(令和7年9月末時点)

四街道市地域包括支援センター(西中学校区、北中学校区)

【 地域の現状と課題 】

- ①認知症がある独居や夫婦のみの高齢者世帯が増加し、地域で孤立する高齢者も増えている。
- ②経済的問題や病気、障がい等、多問題を抱える高齢者世帯が増加している。
- ③公営住宅等の人との繋がりが薄い地域では、支援に関する情報入手が困難な高齢者が増加している。

【根拠】日常の相談業務、地域でのワークショップ、まちカルテより把握。

【 重点的な取組事項 】

- ①居場所を活用した課題ごとの事業展開

- ・既存の居場所を活用し、情報提供や早期対応ができるよう相談業務を行う。
- ・地域の住民や民生委員等との連携を強化し、ワークショップや講話を開催して、住民等による認知症の人の見守り体制や支えあいのある地域作りに繋げる。

- ②介護予防の取り組みを中心とした新たな支援体制の構築

- ・人との繋がりが薄い地域に介護予防の重要性を伝え、体操等で集える場作りを支援する。

進捗

【 令和7年度上半期の活動状況 】

- ・地区社協活動拠点の施設や一般住民から提供の申し出を受けた空き家を活用して、それぞれオレンジカフェが立ち上がった。地域住民等が協力して運営し、地域の高齢者の居場所となっている。
- ・民生委員の研修会で、地域の見守り体制やフレイル予防の必要性を伝えた。閉じこもり気味の方に週いち貯筋体操を勧め、近隣者に当日の声かけを依頼するなど見守り体制構築を働きかけた。

【 令和7年度下半期の活動計画 】

- ・緑ヶ丘住宅で立ち上がったサロンは、引き続き地域の事業所と住民の連携が図れるよう、また、より一層、住民主体の活動の場となるよう環境作りをしていく。
- ・住民や民生委員等周囲の関係者と話し合いを重ねるなど、地域の支援体制を意識した対応が根付くよう、職種間で意識の共有を図っていく。

【 基幹型業務 】

- ・包括間の円滑で効果的な連携体制を確立するため、統括・調整の役割を果たす。
- ・各包括へ必要な助言や協力をすることにより、全包括の業務遂行力の維持・向上を図る。
- ・各包括の運営上の課題を把握、集約して市と共有し、全体で連携、協力して解決につなげる。

- ①専門職を対象とした虐待防止に関する啓発及び研修の開催

- ②自立支援のための地域ケア会議の運営

- ③権利擁護支援のスキル向上のため情報集約と情報発信

- ④在宅医療・介護連携支援センターと協働した、介護と医療の円滑な連携に向けた取り組み

- ⑤専門職同士のネットワーク、専門職と地域住民との連携に関する支援の実施

進捗

【 令和7年度上半期の活動状況 】

- ・自立支援のための地域ケア会議の効果的な在り方について検討し、助言者に本人ができる事や生活の中の工夫点に焦点をあてるよう依頼したことで、多面的に助言が得られることにつながった。
- ・高齢者虐待への対応力向上を目的に、虐待対応の流れを基礎から学ぶ研修を開催した。
- ・在宅医療・介護連携支援センターと協働して医療機関を訪問し、課題の把握を行っている。

【 令和7年度下半期の活動計画 】

- ・虐待防止ネットワーク会議、自立支援のための地域ケア会議の開催や、悪徳商法防止のための消費生活センターとの情報交換を実施し、関係機関と連携強化を図っていく。
- ・在宅医療・介護連携支援センターの活動に合わせて、地域包括支援センターとして会議に参加し、必要な情報提供や連携を行っていく。

四街道市みなみ地域包括支援センター(四街道中学校区、旭中学校区)

【 地域の現状と課題 】

- ①身寄りのない人や介護力が低い家族、認知症高齢者(独居、夫婦のみ)世帯の増加
- ②がん末期の在宅患者の相談の増加に対して迅速な対応が求められる。

【根拠】総合相談の内容から傾向を把握した。

【 重点的な取組事項 】

- ①地域で支えあえる地域づくり
 - ・地域ケア会議や見守り訓練を通して住民に認知症の理解を深め、地域で支える仕組みを作る。
 - ・職員が身寄りのない人への支援方法についてスキルアップを行い相談対応力につける。
- ②本人がのぞむ最期のあり方を支援できる
 - ・医療機関とスムーズな連携をし、在宅生活を支える介護保険事業所への後方支援を行う。

進捗

【 令和7年度上半期の活動状況 】

- ・認知症のリーフレットを作成し、地域のサロンやオレンジカフェなどに活かすことができた。また、9月の世界アルツハイマー月間は、高齢者だけでなく、若い世代・子供等にも参加をしてもらえ、認知症の理解につながった。
- ・身寄りのない方への支援に関して、個々で専門的な説明等を聞く機会や内部の研修を行い、職員の知識向上につなげた。
- ・本人がのぞむ最後の在り方に寄り添えるよう、医療機関や在宅生活を支える介護保険事業者との連携を意識しながら行えた。

【 令和7年度下半期の活動計画 】

- ・地域で支えあえる地域づくりとして旭ヶ丘地区で見守り訓練を実施し、認知症に対する理解を深めていく。
- ・がん末期の方への対応を丁寧に行っていくために、内部研修や医療機関・介護保険事業所との連携を引き続き行っていく。

四街道市千代田地域包括支援センター

【 地域の現状と課題 】

- ・担当圏域の中でも世代ごとに解決すべき課題の優先順位が異なる。このため介護や認知症、地域づくりに対する考え方も多様である。

【根拠①】総合相談の内容、及び地域住民との会話から傾向を把握した。

【根拠②】担当地域の地域懇談会で話し合われた内容では、自治会の加入率や交通安全、防犯対策に関する話題が多くみられた。

【 重点的な取組事項 】

- ①各地域のニーズに即した事業展開を行う
 - ・自主的な取組が進んでいるような地域では、地域のニーズに合わせて協力し、後方支援を行う。
 - ・集まりの場が少ない地域では、包括支援センターの周知を行う。また、介護予防の観点から週いち貯筋体操の導入を検討する。
 - ・若い世代が多い地域では、認知症のイベントを開催し興味をもってもらう事に努める。

進捗

【 令和7年度上半期の活動状況 】

- ・ウェルシア移動販売の開始に伴い、包括の駐車場を地域交流の場として提供することで、地域の状況把握に努めている。
- ・世界アルツハイマー月間のイベントでは、おもちゃ病院や駄菓子屋など地域で活動している高齢者に出店を依頼し、子供達にも関心を持ってもらえるよう工夫した。

【 令和7年度下半期の活動計画 】

- ・地域のニーズに合わせた後方支援として出前講座を開催していく。
- ・SCと協力して地域懇談会を開催し、まちカルテを通じてみえる地域の状況を説明しつつ、地域の事情に合わせた取組を推進していく。

2. 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう相談を受け、できる限り要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた保健・医療・介護サービスにつなげる等の支援を行った。

①相談内容

○市全体の推移 ※各年度、9月末時点の数値となります。

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護・日常生活に関する相談	1,841 件	2,002 件	1,959 件
サービス利用に関する相談	642 件	760 件	725 件
権利擁護に関する相談	111 件	89 件	93 件
医療に関する相談	225 件	200 件	179 件
所得・家庭生活に関する相談	164 件	145 件	115 件
障がい福祉に関する相談	16 件	4 件	13 件
苦情相談	29 件	12 件	27 件
安否確認	33 件	45 件	20 件
その他	326 件	393 件	336 件
計	3,387 件	3,650 件	3,467 件

⇒介護・日常生活に関する相談が最も多く、サービス利用に関する相談が続いた。令和6年度に比べ、相談件数は減少している。その理由として、近所での見守りを強化したり、以前包括に相談していた内容を包括を介さず住民が対応した等、住民意識の変化が考えられる。

○地域包括支援センター別内訳(R7年度9月末時点)

内 容	基幹型包括	みなみ包括	千代田包括
介護・日常生活に関する相談	579 件	503 件	877 件
サービス利用に関する相談	157 件	269 件	299 件
権利擁護に関する相談	22 件	50 件	21 件
医療に関する相談	43 件	68 件	68 件
所得・家庭生活に関する相談	33 件	57 件	25 件
障がい福祉に関する相談	2 件	5 件	6 件
苦情相談	9 件	6 件	12 件
安否確認	7 件	6 件	7 件
その他	112 件	143 件	81 件
計	964 件	1,107 件	1,396 件

● その他の主な内容

基幹型 : ①高齢者の体調について民生委員から相談
②保護した認知症高齢者について警察からの問い合わせ
③行政機関からの問い合わせ

みなみ : ①他機関からの依頼照会
②医療機関などの関係者から、高齢者への介入依頼
③情報共有等

千代田 : ①行政の手続きに関する事（医療保険証について等）
②駐車場の利用希望（工事車両や障がい施設の送迎車）
③救急車要請

②相談対応

○市全体の推移 ※各年度、9月末時点の数値となります。

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談・傾聴	2,305 件	2,609 件	2,295 件
情報提供	1,677 件	1,957 件	1,549 件
連絡・調整	1,856 件	1,572 件	1,323 件
申請(代行)	190 件	248 件	189 件
確認	819 件	923 件	841 件
訪問対応	248 件	217 件	230 件
苦情対応	17 件	8 件	19 件
その他	63 件	41 件	34 件
計	7,175 件	7,575 件	6,480 件

⇒相談への対応として、相談・傾聴が最も多く、情報提供や連絡・調整と続いた。令和5～6年度の対応件数に比べ、令和7年度は減少傾向となっている。

○地域包括支援センター別内訳(R7年度9月末時点)

内 容	基幹型包括	みなみ包括	千代田包括
相談・傾聴	918 件	1,040 件	337 件
情報提供	149 件	904 件	496 件
連絡・調整	457 件	515 件	351 件
申請(代行)	39 件	87 件	63 件
確認	312 件	460 件	69 件
訪問対応	102 件	68 件	60 件
苦情対応	6 件	5 件	8 件
その他	17 件	6 件	11 件
計	2,000 件	3,085 件	1,395 件

●その他の主な内容

- ・独居者の受診同行
- ・体調不良者の救急車要請
- ・行政書類の記入支援

③出張相談

○市全体の推移 ※各年度、9月末時点の数値となります。

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出張相談	12 回 10 人	26 回 25 人	29 回 29 人

○地域包括支援センター別内訳(R7年度9月末時点)

実施包括	実施場所	回数	人数
基幹型	北中地区社協	5 回	1 人
みなみ	旭ヶ丘自治会館	5 回	9 人
	みそら集会所	5 回	11 人
	鷹の台自治会集会場	3 回	5 人
千代田	アクティブのどか	4 回	1 人
	オレンジカフェ千代田	4 回	1 人
	千代田公民館	3 回	1 人

※ 人数は、相談者数。

⇒令和6年度と令和7年度では千代田公民館が開催場所として増えたが、人数は微増となった。

【基幹型】北中学校地区社会福祉協議会で、令和6年度より定例で開催している。

【みなみ】旭ヶ丘・みそら・鷹の台地区で定例で開催している。

【千代田】令和7年度より千代田公民館で定例で開催することとした。

●内容(3包括共通)

- ・介護保険について(場合によって申請代行)
- ・認知症について

④介護者支援

※基幹型が実施。各年度、9月末時点の数値となります。

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護のつどい「虹の会」	5回 71人	5回 79人	5回 73人
男の介護を語ろう会	3回 23人	5回 32人	5回 25人

※ 人数は、参加者数。

⇒いずれの会の回数・参加者共に、令和5・6年度と同様の開催状況となっている。

●主な活動内容

・介護のつどい「虹の会」：専門家によるワンポイント講座（介護予防、認知症理解、介護保険制度、成年後見制度等）の聴講や、参加者同士で交流している。

・男の介護を語ろう会：男性同士で気兼ねなく、介護負担や息の抜き方について自由に話している。

⑤出前講座

○市全体の推移 ※各年度、9月末時点の数値となります。

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出前講座	19回 498人	22回 346人	8回 272人

⇒令和5年度と令和6年度に比べ、開催回数・参加者数は減少した。

○地域包括支援センター別内訳（R7年度9月末時点）

内 容	基幹型包括	みなみ包括	千代田包括
出前講座	1回 37人	5回 165人	2回 70人

※ 主な内容

- ・介護保険制度について、地域包括支援センターについての講話
- ・認知症予防及び介護予防についての講話
- ・在宅介護に関する講話
- ・虐待防止について

3. 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決ができない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者に対し、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から必要な支援を行った。

○市全体の推移 ※各年度、9月末時点の数値となります。

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
緊急対策部会	16回 5人	11回 4人	14回 7人
消費者被害防止講座	3回 130人	0回 0人	0回 0人
成年後見研修	2回 44人	0回 0人	0回 0人

※ 人数は、「緊急対策部会」が虐待と認定した対象者数、それ以外が参加者数。

⇒緊急対策部会で虐待と認定された対象者数は令和5年度・令和6年度と比べ、令和7年度は微増している。

○地域包括支援センター別内訳（R7年度9月末時点）

内 容	基幹型包括	みなみ包括	千代田包括
緊急対策部会	7回 3人	6回 3人	1回 1人
消費者被害防止講座	0回 0人	0回 0人	0回 0人

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等を行った。

①ケアマネジャーからの相談件数

○市全体の推移 ※各年度、9月末時点の数値となります。

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ケアマネジャーからの相談件数	90 件	80 件	87 件

⇒ケアマネジャーからの相談件数は令和5年度・令和6年度と比べ横ばいで推移している。内容として、家族との関係に苦慮、経済困窮、認知症本人への対応や不理解な介護者への対応、安否確認などの相談が多い。

○地域包括支援センター別内訳(R7年度9月末時点)

内 容	基幹型包括	みなみ包括	千代田包括
ケアマネジャーからの相談件数	34 件	39 件	14 件

②ケアマネジャーからの相談内容

○市全体の推移 ※各年度、9月末時点の数値となります。

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
制度説明・確認	14 件	10 件	8 件
社会資源の紹介・情報提供	8 件	8 件	7 件
ケアマネジメントに関すること	49 件	40 件	40 件
対人援助技術	19 件	16 件	12 件
主治医連携	3 件	0 件	1 件
同行訪問	7 件	8 件	3 件
個人の悩み事相談	3 件	3 件	7 件
その他	26 件	17 件	13 件
計	129 件	102 件	91 件

○地域包括支援センター別内訳(R7年度9月末時点)

内 容	基幹型包括	みなみ包括	千代田包括
制度説明・確認	3 件	3 件	2 件
社会資源の紹介・情報提供	2 件	4 件	1 件
ケアマネジメントに関すること	20 件	16 件	4 件
対人援助技術	3 件	8 件	1 件
主治医連携	0 件	1 件	0 件
同行訪問	1 件	1 件	1 件
個人の悩み事相談	0 件	6 件	1 件
その他	5 件	4 件	4 件
計	34 件	43 件	14 件

⇒内容はケアマネジメントに関することが各包括共に多かった。

- ・本人の状態と家族の要求がかけ離れている。
- ・家族とうまく連絡や連携が取れない。どのように本人支援、ケアマネジメントを進めたらよいか。
- ・必要なサービスが、本人の了解が得られず(認知症などが理由)導入できない。

5. 地域ケア会議推進業務

個別地域ケア会議を開催し、専門職や地域の関係者等が課題解決に向けた支援内容を検討し、対象者の支援体制の構築を行った。

自立支援型地域ケア会議では、ケアマネジャーが自立支援に資するケアマネジメントができるよう支援を行った。

○市全体の推移 ※各年度、9月末時点の数値となります。

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域ケア会議(個別)	23 回 125 人	26 回 150 人	4 回 22 人
地域ケア会議(自立支援型)	2 回 93 人	2 回 127 人	1 回 39 人

※ 個別地域ケア会議及び自立支援型地域ケア会議の人数は、会議の参加者数。

○地域包括支援センター別内訳(R7年度9月末時点)

内 容	基幹型包括	みなみ包括	千代田包括
地域ケア会議(個別)	2 回 10 人	1 回 6 人	1 回 6 人

<主な内容>

- ・認知症夫婦の在宅生活を支援するための情報共有と役割の明確化。自治会とのつながりを維持しつつ、在宅生活を継続する支援体制について。
- ・介護サービスの導入を拒否するが、在宅生活の希望が強い認知症・独居高齢者に対する支援方法について。

6. 第1号介護予防支援事業・指定介護予防支援業務

要支援者や事業対象者が、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、必要な援助を行った。

○市全体の推移 ※各年度、9月末時点の数値となります。

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要支援者等に対する予防プラン作成総件数	5,077 件	4,583 件	4,880 件
地域包括支援センター作成数	3,215 件	2,980 件	3,374 件
再委託事業所作成数	1,862 件	1,603 件	1,506 件
委託率	36.7 %	35.0 %	30.9 %

⇒予防プランの作成件数は増加傾向だが、委託率は減少傾向となっている。

○地域包括支援センター別内訳(R7年度8月末時点の実績値)

内 容	基幹型包括	みなみ包括	千代田包括
地域包括支援センター作成数	1,235 件	1,513 件	626 件
再委託事業所作成数	885 件	404 件	217 件
各包括委託率	41.7 %	21.1 %	25.7 %

7. 認知症総合支援事業

(1)認知症地域支援・ケア向上

認知症になんでも住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人とその家族に対して効果的な支援が行えるような地域づくりを行った。

○市全体の推移 ※各年度、9月末時点の数値となります。

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認知症に関する相談	421 件	495 件	347 件
認知症サポーター養成講座 ※1	10 回 285 人	10 回 270 人	4 回 43 人
認知症サポーターステップアップ講座	3 回 76 人	2 回 47 人	1 回 24 人
認知症サポーターボランティアミーティング	18 回 147 人	21 回 186 人	23 回 161 人
認知症に関する市民向け講座 ※2	8 回 196 人	14 回 325 人	6 回 103 人
オレンジカフェ	23 回 276 人	38 回 624 人	32 回 472 人

※ 人数は、参加者数。

※1 認知症サポーター養成講座の主な実施先

- ・一般向け認知症サポーター養成講座
- ・にこにこサービス
- ・中学生サマー・ボランティアスクール
- ・京葉銀行千代田支店

※2 主な内容

- ・認知症の基本知識
- ・認知症予防と介護予防について

○地域包括支援センター別内訳(R7年度9月末時点)

内 容	基幹型包括	みなみ包括	千代田包括
認知症に関する相談	101 件	113 件	133 件
認知症サポーター養成講座	3 回 39 人	0 回 0 人	1 回 4 人
認知症サポーターステップアップ講座	1 回 24 人	0 回 0 人	0 回 0 人
認知症サポーターボランティアミーティング	6 回 23 人	12 回 115 人	5 回 23 人
認知症に関する市民向け講座	1 回 22 人	5 回 81 人	0 回 0 人
オレンジカフェ	20 回 198 人	6 回 159 人	6 回 115 人

●アルツハイマーデーイベント

【基幹型】図書館にて「コトバとオト読み語りコンサート」(22名参加)を開催。また、社会福祉協議会内で「みんなの力でオレンジロバを作ろう！プロジェクト～認知症になんでもあたりまえに生きていく～」を実施。オレンジロバパネルつくりと手作りマスコット作品を展示。

【みなみ】地域の映画鑑賞会において、認知症がテーマの映画を取り上げ、講話を行った(2会場36名参加)。センターに認知症に関するコーナーを設置し、認知症の理解を深める周知・啓発活動を行った。

【千代田】千代田公民館とのイベント開催：認知症に関する情報発信、市民が参加できるオレンジの樹の作成。高齢者がボランティアで、歌声喫茶やおもちゃ病院、駄菓子屋を開催した。

(2)認知症初期集中支援推進事業 ※基幹型が実施

認知症になんでも本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築した。

【市全体の事業実施等の推移】※各年度、9月末時点の数値となります。

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認知症初期集中支援チーム員会議	5 回 実 4 人 延 11 人	6 回 実 5 人 延 8 人	7 回 実 9 人 延 17 人
認知症初期集中支援チーム普及啓発事業	2 回 54 人	2 回 40 人	1 回 23 人

※人数について、「認知症初期集中支援チーム員会議」の「実」は上半期に対象となった方の人数、「延」は下半期にチーム員会議を行った方の延人数。

「普及啓発事業」は参加者数。

8. 生活支援体制整備事業 ※基幹型が実施

高齢者の自立した日常生活を地域で支えていくために、住民主体の活動団体、地域運営組織、NPO法人、社会福祉法人、地縁組織、民間企業などの多様な主体による多様な生活支援体制構築に向けた取り組みや地域の支えあいの体制づくりを推進した。

①第1層生活支援コーディネーターの活動実績 ※各年度、9月末時点の数値となります。

令和7年度 事業計画				
・「支えあい推進会議」の開催を通じ、住民・施設・企業などが意識の統一を図り、歩いて行ける範囲に3つのS(相談・参加・支援)がある地域を作る。				
・各地域の「支えあい通信」や「高齢者のための地域情報」を配布して地域課題やその取り組みを周知し、支えあい活動を促進する。				
・地域の生活支援コーディネーターと地域包括支援センターが、スムーズに情報交換、地域課題の共有をし、地域づくりが促進できるような工夫や場づくりを行う。				
【 令和7年度上半期の活動状況 】				
・6月に支えあい推進会議を開催し、1層と2層の生活支援コーディネーター(SC)の活動報告、及び高齢者の移動に関する課題や市内の交通課題の取り組みについて、行政や関係機関と連携し、情報提供や意見交換を行った。				
・2層SC連絡会を毎月開催し、地域の状況や課題を共有し、市全体の活動状況を確認した。				
【 令和7年度下半期の活動計画 】				
・地域の助けあいを男女や年齢層の区別なく広げていくために、たすけあい連絡会のPR活動や担い手の募集を促す活動として、社協祭りへのブース出店に協力していく。				
・「健康寿命延ばそう教室」やオレンジボランティアミーティングに参加し、高齢者が社会参加できる場の情報提供や、人と人とのつながる重要性を働きかけていく。				
・2層SCの各地区でのワークショップに参加し、3つのSの取り組みを説明し、意識付けを図っていく。				

内 容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
四街道市支えあい推進会議	1 回 26 人	1 回 21 人	1 回 27 人

※ 人数は、参加者数。

②第2層生活支援コーディネーターの活動実績

○第2層生活支援コーディネーターの配置人数:3名
(千代田中学校地区、四街道中学校地区、旭中学校地区)

【 令和7年度上半期の活動状況 】	
北中学校地区	地域交流センターを、出張相談ができる居場所として立ち上げ支援を行った。
西A中学校地区	居場所の把握や、週いち貯筋体操で「3つのS」などについて講話を行った。
西B中学校地区	認知症カフェの開設支援や、広報紙で地域で繋がる大切さの周知を行った。
四街道中学校地区	自治会長、有志の方等と、「3つのS」理解促進のワークショップを開催した。
旭中学校地区	3地区合同情報交換会に、3団地以外の古村の区長へ参加を呼び掛けた。
千代田中学校地区	地域で支えあいの理解を深めるため、ワークショップの開催準備を行った。
・地域でのワークショップ等の開催 5地区で5回、計91人参加	
・地区別支えあい通信の発行	
千代田中学校地区	1回(500部)、旭中学校地区 1回(2,100部)、
四街道中学校地区	2回(各1,000部)、北中学校地区 1回(1,400部)

令和7年度 地域包括支援センター職員体制

	No.	担当	職種（主）	備考		No.	担当	職種（主）	備考
基幹型包括	1	包括的支援	センター長 管理者 社会福祉士	<p>[担当地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西中地区 ・北中地区 <p>[所在地]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿渡無番地 総合福祉センター 分館 <p>[開所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～土（祝日除く） ・8:30～17:15 <p>[連絡先]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TEL420-6070 ・FAX424-6707 	<p>[担当地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四中地区 ・旭中地区 <p>[所在地]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和良比635-4 わろうべの里 <p>[開所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～土（第4月曜・ 祝日除く） ・9:00～17:15 <p>[連絡先]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TEL497-5165 ・FAX497-5166 				
	2	包括的支援	主任介護支援専門員						
	3	包括的支援	保健師						
	4	包括的支援	保健師						
	5	包括的支援	社会福祉士						
	6	包括的支援	社会福祉士						
	7	フランナー	介護支援専門員						
	8	フランナー	介護支援専門員						
	9	フランナー	介護支援専門員						
	10	フランナー	介護支援専門員						
	11	認知症総合支援	保健師						
	12	認知症総合支援	社会福祉士						
	13	生活支援体制整備	生活支援コーディネーター						
	14	事務	事務員						
千代田包括	1	包括的支援	センター長 保健師相当 (看護師)	<p>[担当予定地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千代田中地区 <p>[所在地]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池花2-22-4 <p>[開所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～土（祝日除く） ・8:30～17:15 <p>[連絡先]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TEL497-2430 ・FAX497-2431 	<p>[担当予定地区]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千代田中地区 <p>[所在地]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池花2-22-4 <p>[開所]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～土（祝日除く） ・8:30～17:15 <p>[連絡先]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TEL497-2430 ・FAX497-2431 				
	2	包括的支援	主任介護支援専門員						
	2	包括的支援	社会福祉士						
	3	認知症総合支援	社会福祉士						
	4	フランナー	管理者 介護支援専門員						
	5	フランナー	介護支援専門員						
	6	フランナー	介護支援専門員						

令和8年度 四街道市地域包括支援センター運営方針（案）

I 方針策定の趣旨

この「四街道市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や理念、業務上の基本方針等を明確にするとともに、センター業務の円滑な実施に資することを目的に策定する。

II 地域包括支援センターの目的

- センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。

III 地域包括支援センターの運営への関与等

- センターの設置者は四街道市から包括的支援事業の実施の委託を受けた者であり、あらかじめ市へ届け出た者であるが、センターの設置主体は四街道市であることから、市は、センターの設置目的を達成するための体制整備に努め、その運営について適切に関与する。重点的な取組みについては、市とセンターが共通認識のもと、協働して適正な実施に努める。
- 市が設置する地域包括支援センター運営等協議会は、センターの運営に関する事項について意見を述べる等により、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保する。

IV 運営上の基本方針

1 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が、住み慣れた地域で、自分の意思決定のもと、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者の状態に応じた「予防」「生活支援」「介護」「医療」サービスを、切れ目なく提供する。

センターは、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別支援や地域におけるネットワークの構築等、地域の高齢者に関する様々なニーズに対応できるよう、市及び関係機関・団体とともに、その体制の実現に努めるものとする。

2 公益性

- センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によつて賄われていることから、適切な事業運営を行う。

3 地域性

- (1) センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関なので、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- (2) 地域包括支援センター運営等協議会等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

4 協働性

- (1) センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員等の専門職種が、相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の運営体制を構築し、業務全体をチームとして支える。
- (2) 地域の保健・福祉・医療の専門職や各種ボランティア、公共機関、民生委員、認知症初期集中支援チーム員、生活支援コーディネーター、地域住民等の関係者と連携を図りながら活動する。
- (3) 地域包括ケアシステムを担う事業の全体像を把握しつつ、他の事業とも連動しながら事業を効果的、効率的に行う。

V 業務の実施方針

1 共通事項

- (1) 事業計画の策定と評価
 - ・ センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・目標を設定し、特色のある創意工夫した年間の事業計画を策定する。
 - ・ 市は国の評価指標によりセンターの評価・点検を行い、その結果を地域包括支援センター運営等協議会に報告する。
- (2) 職員の確保・育成と姿勢
 - ・ センターは、多様なニーズに対応できる知識・経験のある職員の確保及び育成を行う。
 - ・ センターの職員は、高齢者自身の意思を尊重し、自分らしい生活を継続できるよう支援することを念頭において業務を遂行する。
 - ・ 判断能力の低下した高齢者の支援にあたっては、その高齢者の意思を最大限尊重することを基本とし、自分で発信することが困難な場合には、代弁者としての視点を意識して業務を遂行することに努める。
- (3) 職員のスキルアップ
 - ・ センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達、共有することにより、センター全体のスキルアップに努める。
- (4) きめ細やかな相談支援、記録の実施
 - ・ センターには高齢者に関する様々な内容の相談が寄せられる。これらの相談に対し

て、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を行う。

- ・ 継続的支援を重視し、高齢者的心身の状況の変化等に合わせた適切な対応が図れるよう努め、その経過について記録する。
- ・ 相談者のプライバシーが確保される環境整備に努める。

(5) 行政機関等との連携強化

- ・ センターは、市の関係部署（高齢者支援課、障がい者支援課、社会福祉課、健康増進課等）と綿密な連携を図る。また、センター間の総合調整や後方支援を行う基幹型のセンターとも密接に連携し、事業を実施する。
- ・ 地域包括ケア推進の中核機関であるセンターの業務は多岐に渡り、業務を推進する上では関係部署との緊密な連携が必要であることから、支援が困難なケース等についても迅速に対応できるよう日常的に連携を図るため、以下の会議等に参加する。

ア 地域包括支援センター運営等協議会

地域の医療、介護、福祉、保健の関係機関や被保険者、学識経験者等が参加し、センターが公平性、中立性をもって適切に運営されているか等について協議する。

イ 定期的な連絡会議

センター職員と市担当職員が参加し、情報交換や事例検討等を実施し、全体のスキルアップを図る。

- ① 包括連絡会
- ② 各専門職による会議
- ③ 認知症地域支援推進員・コーディネーター連絡会

ウ その他地域において連携が必要な団体の会議、行事等

地域との連携において必要な団体の会議等への参加や地域行事に参加し、協力関係を深める。

(6) 担当地域に応じた重点的な取り組み

- ・ 高齢者関連データ（介護保険データ、健康とくらしの調査等）から地域特性を把握し、課題・ニーズの把握に努め、その解決に向けた具体的な取り組みを行う。

(7) 広報活動

- ・ センターの業務を適切に実施していくため、また、業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

(8) 苦情対応

- ・ センターに対する苦情等については、その内容を記録し迅速かつ適切に対応する。また、必要に応じて市へ相談、報告を行う。

(9) 個人情報の保護

- ・ 個人情報の取扱については、個人情報の保護に関する法律、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づくものとする。

(10) 法令の遵守

- センターの運営等にあたっては、関係法令の遵守を徹底するものとする。

2 総合相談支援事業

総合相談支援事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

(1) ネットワークの構築

- 支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行う。また、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。

(2) 実態把握

- 構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行う。特に、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげる。

(3) 総合相談支援

- 初期段階においては、実態把握やネットワーク等を通じた的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断する。
- 専門的・継続的な支援の実施においては、より詳細な情報収集を行い、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。
- 家族を介護する者に対する相談支援を実施する場合には、ニーズを踏まえ、家族介護支援事業と連携して支援を行う。ヤングケアラーや育児と介護を同時期に担う者にも配慮すること。
- センターは、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐ。また、地域共生社会の観点からも、他の相談支援機関と連携し、必要に応じて相談者とその世帯が抱える生活課題全体の把握に努めながら相談支援を行う。

(4) 相談事例の終結の条件

- 相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合
- センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合
- 後見人が選任された場合
- 虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合
- その他、判断に迷う場合は、協議する

3 権利擁護事業

権利擁護事業は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。

(1) 成年後見制度等の活用

- ・ 日常生活自立支援、成年後見制度等を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、高齢者の生活機能の維持を図る。
- ・ 認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用が図られるよう関係機関と連携し支援する。

高齢者に親族がいる場合には、親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援する。また、申立てを行える親族がいない場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てにつなげる。

対象者については、「四街道市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱」を参照すること。

(2) 高齢者虐待への対応

高齢者虐待を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる。（詳細の業務については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（平成18年4月厚生労働省老健局）を参照）。

※虐待を把握した場合には、速やかに市に高齢者の状況等を報告し、必要に応じて市と連携し、適切な対応をとる。

(3) 老人福祉施設等への措置

虐待等の場合で、介護サービス、医療サービス等様々なサービスの提供を行っても解消されず高齢者を特別養護老人ホーム等へ措置入所させが必要と判断した場合は、市に高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。また、措置入所（短期含む）後も高齢者の状況を把握し、認知症等により判断力の低下した高齢者については、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援する。

(4) 困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否等）を把握した場合は、センターに配置されている各専門職が連携し、センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

(5) 高齢者虐待防止ネットワークの構築

地域における高齢者虐待防止のため、行政・関係機関・各種事業所や住民等が理解を深め、ネットワークを構築し高齢者虐待防止の啓発活動に取り組むこととする。

また虐待の早期発見や発生した虐待を止めるための具体的な介入、再び起こさないための見守り活動等を行う上で、ネットワークを活用する。

(6) 消費者被害防止

消費者被害から高齢者を守るために、民生委員や介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会の多い関係者から情報収集することに努める。また、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うなど、被害の未然防止、問題の解決にあたる。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

(1) 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・ 在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ・ 地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(2) 介護支援専門員に対する支援

ア 日常的な個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、サービス担当者会議の開催支援、居宅サービス計画、介護予防サービス計画、施設サービス計画の検証等、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。

イ 事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、施策の方向性や介護支援専門員のニーズを把握し、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

ウ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。

エ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用する。

5 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、医療・介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、すべての期間を通じて、必要かつ効果的な支援を行える体制を構築する、認知症地域支援推進員を配置する。認知症地

域支援推進員は「認知症基本法」の理念を念頭に置き、地域における認知症の人とその家族を支える仕組みづくりについて、認知症初期集中支援チーム、その他関係機関と連携し、市等と協働して取組みを推進する。

(1) 関係機関との連携

- ・ 医療機関、介護サービス事業所、認知症サポーター等の地域において認知症の人を支援する関係者との連携を図る。
- ・ 認知症疾患医療センターやかかりつけ医等、早期診断・早期対応に向けた医療との連携・協力体制を整備する。
- ・ 医療と介護が相互の役割・機能を理解しながら、統合的なケアにつなげていくために、認知症ケアにおける多職種協働の重要性等を習得する研修などを行う。
- ・ 「認知症初期集中支援チーム」と連携を図る等により、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整する。

(2) 地域の体制づくり

- ・ 地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。
- ・ 認知症に理解のある地域づくりをするため、地域のキャラバン・メイトと連携・協力し、「認知症サポーター養成講座」等を活用した取組みを行う。
- ・ 認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ）の作成・普及を行う。
- ・ 認知症になっても、「生きがい」をもった生活が送れるよう、高齢者等の希望に応じ、これまでの経験や残された能力を活かして、農作業や商品の製造・販売、食堂の運営、その他の軽作業、地域活動等、社会参加活動を行うための体制を整備する。

(3) 当事者・家族への支援

- ・ 認知症高齢者やその家族から相談があった際、その知識・経験を活かした相談支援を実施する。
- ・ 認知症高齢者やその家族が集まる場所等（オレンジカフェ等）を創設することで、介護負担を軽減し在宅介護を継続できるよう支援したり、認知症の本人や家族のニーズを地域で共有する機会を作る。

6 認知症サポーター活動推進・地域づくり推進事業

市等と協働し、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）を地域ごとに整備し、認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に掲げた「共生」の地域づくりを推進するチームオレンジコーディネーターを配置する。

なお、認知症地域支援推進員はチームオレンジコーディネーターを兼務し、認知症地域支援・ケア向上事業と一体的に取り組みを行う。

- ・ 認知症の人本人の視点を反映したチームオレンジの活動を展開するため、活動内容

の設定に当たっては、認知症の人本人の希望や必要としていること等をできる限り汲み取る。

- ・ チームオレンジによる支援は、外出支援、見守り・声掛け、話し相手、認知症カフレの同行支援等の対人援助のみならず、単身高齢者が多く暮らす地域を定期的に巡回するなど、地域のニーズを踏まえて柔軟に設定する。
- ・ チームオレンジには、幅広い年齢層の認知症サポーターや、企業・職域型の認知症サポーターの参画を求める。
- ・ 認知症の人やその家族を単に支えられる側ととらえるのではなく、チームオレンジのメンバーの一人として社会参加できるよう配慮する。

7 地域ケア会議推進事業

- ・ センターは、多様な関係者が協働し、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とした地域ケア会議を開催する。
- ・ 自立支援型地域ケア会議においては、自立支援に資するケアマネジメント支援について多職種で検討することで、高齢者の尊厳ある生活が地域で継続できることを目指す。

8 第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント業務）及び指定介護予防支援事業

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業における考え方を正確に理解した上で、高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かして、住み慣れた地域での自立した生活を営めるよう、利用者の意欲や興味にも依拠しつつ「自立支援」のためのケアマネジメントを行い、それを実現するためのプランであることを利用者やその家族と共有する。
- ・ 本人や家族の声を聞くだけでなく、自立のための課題の見立てと的確なアセスメントを実施し、総合事業のみならず、インフォーマルサービスや地域活動への参加を組み合わせたプランを作成し、自立へとつなげていく。
- ・ 指定居宅介護支援事業所へ委託する場合も本人の状況を勘案し、特定の事業所に委託が偏らないよう留意しつつ、適切な事業所へ委託を行う。また、委託後もセンターの三職種等が適切に関与し、必要に応じて支援を実施する。

9 生活支援体制整備事業（該当は、四街道市地域包括支援センター）

高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくために、多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、NPO 法人、社会福祉法人、地縁組織、民間企業などの多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく。

- ・ 生活支援コーディネーターは、高齢者を含む多世代の地域住民、地域包括支援センター及び市町村をつなげ、それらの連携・共創を推進する。
- ・ 高齢者が、地域の社会資源を享受するだけでなく、自身の関心や選択を踏まえ、自分事として地域の多様な活動に主体的に参加することを促す。

- ・住民主体による支援などの多様な支援を推進するために、高齢者施策にとどまらず、様々な分野の多様な主体を巻き込んで取り組みを進める。

10 認知症初期集中支援推進事業（該当は、四街道市地域包括支援センター）

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

（1）認知症初期集中支援チーム員の役割

- ・認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立支援のサポートを行う。
- ・認知症の人とその家族を支援する専門職との連携を常に意識し、情報が共有できる仕組みを確保する。

（2）チームの取り組み

- ア 地域住民や関係機関・団体に対し、支援チームの役割や機能について広報活動や協力依頼を行う等、各地域の実情に応じた取り組みを行う。
- イ 認知症初期集中の実施
- ウ 認知症地域支援推進員等と支援チームが効率的かつ有機的に連携できるよう、定期的な情報交換を行う。

11 一般介護予防事業、在宅医療・介護連携支援センターとの連携

（1）一般介護予防事業

高齢者の自立支援において、市が実施する一般介護予防事業等と連携し、業務を行う。

（2）在宅医療・介護連携支援センター

在宅医療・介護連携支援センターが開催する会議等への参加を通し、医療介護連携推進に向けた取り組みと連携し、業務を行う。

指定介護予防支援等の一部を委託する事業所について

第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業を行う地域包括支援センターは、指定介護予防支援等の一部を居宅介護支援事業者に委託することができるものとされています。
 (介護保険法第115条の23第3項及び介護保険法第115条の47第6項)

また、指定介護予防支援等の一部を委託する事業所の選定に当たっては、適切・公正・中立性を確保する観点より、本協議会の議を経て、意見をいただくこととなっております。
 (地域包括支援センターの設置運営について(厚生労働省通知)) (四街道市地域包括支援センター運営等協議会設置要綱第2条第1項第1号エ)

新たに一部を委託する事業所は以下のとおりです。

当該事業所は、介護保険法第115条の23第3項で規定されている厚生労働省令で定められた指定居宅介護支援事業者となります。

No.	事業所名	所在地	要件	選定理由	委託元包括支援センター名
	【事業所番号】	開始年月日			
1	チエリーコート居宅介護支援事業所	四街道市大日526-22	一部委託の要件①～④をすべて満たしている。	令和7年8月31日に廃止された居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、当該居宅介護支援事業所へ入職したが、本人・家族より同事業所の担当ケアマネジャーの継続を希望したため。	基幹型地域包括支援センター
	【1273300663】	令和7年9月1日			みなみ地域包括支援センター

【一部委託事業所の要件】

指定介護予防支援事業等の一部を委託する場合、以下の①から④の要件をすべて満たしており、アセスメント業務や介護予防サービス・支援計画の作成業務等が一体的に行えるよう、地域包括支援センターが配慮できること。

- ① 業務の一部委託をする指定居宅介護支援事業者は、介護予防支援に関する研修を受講するなど、必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者であること。
- ② 委託先の事業者が介護予防サービス・支援計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について地域包括支援センターが確認できること。
- ③ 一部委託先が、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏っていないこと。
- ④ 一部委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲であること。

四街道市地域包括支援センターの名称変更（案）について

1. 名称変更の目的

市民が円滑に担当の地域包括支援センターに相談できるよう、市民に分かりやすい名称に変更する。

2. 現在の名称の課題

みなみ地域包括支援センター及び千代田地域包括支援センターの担当地域について名称から想起しやすいが、四街道市地域包括支援センターについては、担当する地域について想起しにくい。

また、特定の地域包括支援センターを指しているのか、3つの地域包括支援センターの総称を指しているのか、四街道市地域包括支援センターという名称では区別がしにくい。

3. 新しい名称（案）について

「四街道市中央地域包括支援センター」

理由：隣接する四街道市立中央小学校・中央保育所・中央公園において、所在地は四街道市鹿渡であるが、地域の通称として「中央」を使用し、市内他地域と区別をしやすくしている。これをふまえ、四街道市地域包括支援センターの名称の変更において、隣接する公的機関と同様「中央」という通称を使用し、上記名称にすることが妥当と考えた。

4. 今後のスケジュールについて

- ・令和8年2月～3月頃に、市政だより等で名称変更について市民や関係者へ周知を行う。
- ・令和8年4月1日付で「四街道市中央地域包括支援センター」に名称を変更。